

<p>71</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>船内裝飾委 約に係る契 約及び履行確 認を適正に行 うべきもの</p>	<p>総務部は、視察船内の裝飾を行うため、令和4年12月7日付けで委託契約を締結している。この契約締結手続及び履行確認状況について見たところ、次のとおり状況でない点が認められた。</p> <p>① 成果物として提出された記録写真に写された看板に「令和5年11月16日に船内裝飾作業を行った」としてある。しかしながら、運輸日誌を見ると、令和4年9月12日に船内裝飾作業が実施された旨の記載がある。また、令和4年10月31日に船内裝飾作業が完了したと見られることとが確認できる。これらのことから、部は、契約手続を経ずに船内裝飾を実施し、事後に契約手続を行っているものとして認められる。</p> <p>② 仕様書では、電子データの納品を求めている。CD-R又はDVD-Rの提出を求めている。しかしながら、紙資料の写実は提出されているものの、部は、CD-R又はDVD-Rの提出がないまま検査合格とし、契約代金を支払っている。</p> <p>部は、船内裝飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行われた。</p>
<p>72</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>修繕船の修繕に係る契 約締結手続 を適正に行 うべきもの</p>	<p>東京港建設事務所は、修繕船の防舷材の修繕を行うため、修繕契約を締結している。ところで、本契約に係る履行確認書類等を見たところ、契約締結前の令和4年8月1日から同月8日に修繕を受託者に行われていたことが受注者から提出された作業完了明細により確認された。所が定められた契約締結手続を経ずに受注者に修繕を実施させ、実際に修繕を実施した日とは異なる日付で修繕を行ったことは、事後の契約を行ったこととなり、適正でない。修繕に係る手続を適正に行われた。</p>
<p>73</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>電子データの納品について、委託者に対しCD-R又はDVD-Rの提出を求め、令和5年8月21日に受託者よりCD-R計3部が納品された。【1-エ】再発防止に向けて、令和5年8月17日に総務課広報担当及び完了後検査を適正に行うことを担当内全職員に周知した。</p> <p>令和5年9月4日に財務課契約担当内会議を開催し、配工部等と情報共有を行い、事後契約と周知しないよう指導することと担当内周知した。また、監査結果説明会において、今回の指導事項の徹底を各部署に周知した。【2-エ】</p>	<p>令和5年9月7日の施設整備課課長代理会において、局有船舶の修繕は、適正な契約手続を経たものであることについて共有し、課内職員全員に周知した。また、総務部は、令和5年8月23日実施の監査結果説明会において、今回の指導事項の徹底を各部署に周知した。【2-エ】</p>

<p>74</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>点検清掃委 約に係る契 約及び履行確 認を適正に行 うべきもの</p>	<p>東港管理事務所は、港務施設浄化槽等点検清掃及び一般廃棄物汚泥回収運搬について委託契約を行っている。点検清掃の作業前・作業中・作業後の写真提出することを定めている。令和5年2月17日実施の点検清掃に際して令和3年2月19日と異なる履行確認の際に提出された写真を十分には確認しないまま、検査合格とした。所は、点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行われた。</p>
<p>73</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>車列委託契 約に係る履 行確認を適 正に行うべ きもの</p>	<p>護布飛行場管理事務所では、車列委託契約を締結している。基連には、作業名、撮影日時を記載した黒板を入れて撮影すること、夜間の撮影は照明に注意し鮮明な映像が得られるようにすることなど、が定められており、作業通帳が容易に記録写真を確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>① 作業時間について、昼間に作業を行うこととなっていた。面所の一部を夜間に行っていた。作業時間の変更については、所と受注者との間で書面による協議が行われていないもの、記録写真によれば、協議書面に定められていない箇所についても夜間に作業が行われていたことが認められたことから、仕様書及び協議書面に適合しない履行であり、適正でない。</p> <p>② 記録写真について、写真が存在しない、記録写真に写された黒板に作業日や作業箇所が明示されていないなど、多数の不備が認められた。また、記録写真に付番された番号の抜けや写真台紙の並びの誤りもあり、写真の整理も適切に行われていない。</p> <p>この記録写真では履行状況を確認することができないにもかかわらず、所が検査合格とし、契約代金を支払っている。所は、車列委託契約に係る履行確認を適正に行われた。</p>
<p>74</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>点検清掃委 約に係る契 約締結手続 を適正に行 うべきもの</p>	<p>所は、受注者から正しい履行写真の提出を受け、必要書類の確認を行った。また、令和5年5月に令和4年度のふ頭運賃等徴収の委託等契約案件の関係書類を点検し、同様の事案がないことを確認した。【1-エ】令和5年5月16日に開催したふ頭運賃等徴収長代理会において本件の内容を情報共有し、検査員（課長代理職員）に対し契約案件に係る提出書類の確認の徹底等、適正な実施を指導した。【2-エ】</p>

<p>75</p> <p>港務局</p> <p>清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの</p>	<p>東京港建設事務所では、清掃船について機能維持を目的とした修繕請負契約を締結している。この契約の仕様書では、修繕報告書として納品された電子媒体（CD-R）を見たところ、履行期限後に提出されたものが認められた。「東京都港務局（CALLS/E/C電子納品運用ガイドライン）」によると、完了検査は、納品された電子媒体から出力した印刷物又は電子データによるものとされており、履行期限内に電子納品を求められるべきである。このような不備が認められるにもかかわらず、所が検査合格として、契約代金を支払っていることは適正でない。所は、清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行われた。</p>	<p>所は、修繕報告書等の電子納品を含め、船舶修繕契約に係る履行確認が適正に行われるように、受注者との打合せ時に確認するシートを作成した。【2-エ】本シートについては、令和5年5月25日施設総務課課長代理連合会（今後、課内職員全員に周知した）、履行確認シートのシートを活用しようとする。【2-エ】</p>
<p>76</p> <p>港務局</p> <p>安全確保の観点から消火器の更新を行うべきもの</p>	<p>消防法では、事務所や倉庫に設置し維持する消火器については、総務省令で定める技術上の規格に適合しているものでなければならぬとされており、総務省令の改正により、新しい規格が定められ、旧規格により製造された消火器は、平成24年1月1日旧規格の消火器とされた。そして、令和3年12月31日まで設置可能とされた。ところで、離島港務部の建築施設に係る劣化診断調査委託の報告書を確認したところ、部が現在倉庫として使用している旧神津島港務工事事務所旧規格の消火器が1本設置されていた。交換が必要であることが報告されており、また、部は、この報告書を令和5年1月に受領したが、部によると、旧規格の消火器の交換を行っていない。旧規格の消火器が、設置可能期限以降も引き続き設置されている状況は適正でない。安全確保の観点から消火器の更新を適正に行われた。</p>	<p>離島港務部は、現地管理者である大島支庁神津島出張所へ、新たに消火器の購入を依頼した。令和5年5月末までに交換が完了し、適正な消火器の設置を確認した。【1-エ】令和5年5月11日付通知文により、消火器の適正な管理の徹底と旧離島港務所における消火器の点検を依頼するところも場面に、点検の結果、旧規格の消火器の交換は、適正であると指示した。【2-エ】</p>

<p>77</p> <p>港務局</p> <p>(港務事業会計における行・取消しに係る財務規則の遵守について)</p> <p>規則に基づき適正な時点を発行し、消し又は取り消すべきもの</p>	<p>港務事業会計からの支払は、東京都、離島地延開港事業財務規則に基づき、随時発生した債務について、債権者からの請求書を受領したときは、港務局理公債請求書システムにより、債権発行者が、未払金を計上した上でその未払金を発行し、総務部財務課が審査の上、支出を執行することになっている。東京港管理事務所では、保守点検委託について、委託代金を港務事業会計から支払っている。この契約に係る令和4年4月分及び5月分の未払計上及び支払処理状況を確認したところ、① 所は、7月に発行した会計伝票（伝票番号204・205）と同じ内容のもの（伝票番号259・260）を8月に直復して発行していた。</p> <p>② 総務部は、伝票番号259・260により令和4年8月26日付けで支出を執行したが、その後、総務部元帳から伝票番号204・205を取り消されていないことを把握した。</p> <p>③ 部及び所は、伝票番号259・260を会計システムから削除し、伝票番号204・205により令和4年8月26日付けで支出を執行したところ、規則第38条第1項「伝票発行者は、支出の原因となる債務が確定したときは、証拠書類により債務を発生し、これを債権者の請求書に添付して、特別企業出納局に送付しなければならない。」と定められている。したがって、所が、伝票番号204・205に係る請求書類の不備を把握したにもかかわらず、適正にこれらの伝票を取り消さなかったことは、規則第38条及び第39条第1項に反している。また、所が、伝票番号204・205を取り消さず、重複して伝票番号259・260を発行したことは、調査せずに支払の目的を達成させるに反している。本件の会計処理は、所が伝票番号204・205の請求書類の不備を発見し、支払手続を中止した時点で、未払金を計上していたこれらの伝票を取り消し、請求書類の不備が解消した時点で、改めて支払伝票（兼振替伝票）を発行すべきであった。所及び部は、規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消されたい。</p>	<p>総務部財務課は、各部・所で会計伝票の取消しが必要となった場合は、財務課に連絡させ、適切な処理方法を指導することとした。【2-エ】令和5年8月23日美濃知文による説明会において、同日付通知文により、各部の総務担当者に対し適切な会計伝票の処理方法について周知及び指導を行った。【2-エ】毎月月末処理の際、また、財務課では、毎月月末処理の際、伝票について各部・所に進捗状況を確認し、翌月のシステム締日まで伝票審査を完了できるようにチェックを強化した。【2-エ】</p>
---	--	--

<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>◎</p>
--	---

<p>78</p> <p>東京消防庁</p> <p>点検保守委託契約の履行確認を行うべきもの</p>	<p>金町消防署は、空調自動制御機器点検保守について委託契約を行っている。本契約の仕様書において、点検保守完了後に記載した看板を入れ、点検状況等を撮影したものを速やかに提出させることを定めている。令和4年7月28日及び29日実施の点検に関する記録写真を令和3年7月20日及び21日となっている。署は、改めて点検実施日の記録写真を提出させたものの、令和4年7月の点検に関する履行確認の際に、提出された記録写真を十分に確認しないうままに、検査合格としたことは適正でない。署は、点検保守委託契約の履行確認を適正に行われた。</p>	<p>金町消防署は、令和5年2月21日付通知文により、チェックリストを活用するなどとして、委託契約に係る適正な履行確認を徹底するよう周知した。 【2-エ】</p>
<p>79</p> <p>交通局</p> <p>（機務維持管理業務委託）における受託者及び再委託先の管理について、再委託先の現場責任者及び作業担当者について、適切な管理を施すべきもの</p>	<p>電車部は、A庁舎の各設備機器の運転及び管理、点検等の業務及び庁舎の環境衛生に係る維持管理業務について委託している。当該庁舎には、総合指令所が置かれており、部はセキュリティ対策上の理由から、庁舎の所在等について非公表としている。一部は受託者が、一部は再委託先が行い、受託者は再委託先が行う業務について、管理や作業の同行等を行っている。部は、仕様書に、「受託者の作業員は、作業に当たり受託者の発行する身分証明書を提示し、再委託先は、氏名等を予め書類で届けること」と定めている。しかしながら、再委託先については、仕様書に前述の定めがなく、事前には現場責任者についてのみ届がされており、作業担当者の変更時に必要な届を求めているにもかかわらず、事前の届に記載された現場責任者右と作業記録の記載事項に相違があることが認められた。このことは、当該庁舎の特殊性、重要性を考慮すると、セキュリティ対策上適切でない。部は、受託者のみならず、再委託先の現場責任者、作業担当者について、契約着手時及び変更時に必要な届を提出させ、作業時等に確認を行うなど、管理を適切に行われた。</p>	<p>電車部は、令和5年7月の点検作業から新たに「作業通知書」の書式を定め、「作業実施の前月に再委託先の「作業内容」「責任者」及び「作業員」を報告させることとした。 【2-エ】 あわせて、部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により部内の全職員へ周知し、行った。 【2-エ】</p>

<p>80</p> <p>交通局</p> <p>補修工事に伴う仕様の変更について、仕様の確認を完了し、仕様の確認を完了すべきもの</p>	<p>大島車両検修場は、大島車両庫内設備の点検工事を継続し実施している。この工事は、大島車両庫にある遊離階段の補修工事とともに、当該遊離階段（以下「乗り越え台」という。）を新設する工事に伴う仕様の確認について、仕様書と表と図を見比べると、表では長さ500mmと図では900mmとなっており、寸法が整合していない状況となっている。部は、表と図の寸法が相違したまま仕様書に上れば、完了検査において本仕様書に適合しないものがあることと記載されているにもかかわらず、仕様書上、2種類の仕様で完了検査を合格とし、支払を行っていることは適正でない。部は、補修工事における仕様書を適正に作成し、仕様書に基づいた完了検査を行われた。</p>	<p>車両検修場を所管する車両電車部では、今回の指摘を受け、今後仕様書作成を行うに当たっての注意点をまとめ、令和5年8月30日に、部内各課と全事業所の選定担当職員及び契約手続を行う職員48名を（大島）に対し、発防止に向けたオンライン説明会を実施し、周知を図った。 【2-エ】</p>
<p>81</p> <p>交通局</p> <p>リース料と保守料を区分して把握すべきもの</p>	<p>資産運用部及び電車部は、システム増設のリース料と保守料のリース料が10分の1程度になる一方、保守料が増額を要求されることが多いこと、リース料と保守料を区分して把握しておくべきである。現在、月額リース料、保守料を区分して把握し、リース料と保守料を区分して把握されていない。部は、リース料と保守料を明確に区分して把握された。</p>	<p>資産運用部及び電車部は、ともに令和5年7月に、現契約の委託者から「リース料」と「保守料」の明細が分かる内訳書を受領した。 【2-エ】 資産運用部は、今回の指摘及び措置内容を、令和5年8月28日に行われた部内ミーティングにおいて、部内の全管理職と各課課長代理に周知し、起を行った。電車部は、今回の指摘及び措置内容を、令和5年8月23日付通知文により部内の全職員へ周知し、同様の契約案件について注意喚起を行った。 【2-エ】</p>

<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	<p>82</p> <p>交通局</p>	<p>駅窓口において引継処理を漏れなく行うようき</p>	<p>都営地下鉄各駅では、窓口処理機に不足賃等の収受、強硬入乗車券の払戻等、窓口で取り扱った売上上げ等に係る売上データや納税準備金を含めた現金簿を作成している。</p> <p>ところで、電車部は、東京都地下高引継簿を作成することとし、窓口引継簿は窓口等で取り扱った旅客不足賃等の収受額等や現金有り高を係員の引継交代ごとに記録するため取扱いを完了して作成するものとしている。</p> <p>窓口の係員は、窓口の担当を始めるときに自分のIDで窓口処理機にログインし、担当を終わる時にログアウトすること、窓口における取扱者が明らかになる仕組みとなっている。</p> <p>しかし、窓口処理機では、引継ぎ以外の事由によりログアウト・ログインが行っても引継データが作成されるほか、多客などの事由により交代者のログインが実際よりも遅くなり、記録された時間が事実よりも遅くなるなど、誤った内容の窓口引継簿が作成される場合もあることから、部は、自動作成された窓口引継簿のPDFを印刷して、手書きで訂正の上、各駅において帳票を保管するよう、各駅務管区を指導している。</p> <p>そこで、大門駅において、訂正後の窓口引継簿を見たところ、交代して窓口を担当した職員が窓口処理機にログインせず、引継ぎの処理ができていない事例が令和4年度中に53回見受けられた。</p> <p>窓口処理機の引継処理は、窓口における売上理念の取扱いを記録し、引継ぎの状況を確認するために必要な処理であるから、各駅では窓口担当者と交代時に引継処理を漏れなく行うと必要がある。駅窓口における引継処理を漏れなく行うよう指導された。</p>
1	ア	イ	ウ	エ	オ										
2	ア	イ	ウ	エ	オ										
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	<p>83</p> <p>水道局</p>	<p>（スマートメータの設置について）</p> <p>スマートメータを指定制水業者と指定制水業者との間に適切に支払うべき</p>	<p>電車部は、令和5年5月24日の都内区長会において、窓口係員交代時の適正な引継処理について各駅務区長に対して指導をした。</p> <p>【1-エ】</p> <p>電車部は、今回の指摘及び措置内容を令和5年8月23日付通知文により都内の全職員へ周知した。</p> <p>【2-エ】</p>
1	ア	イ	ウ	エ	オ										
2	ア	イ	ウ	エ	オ										

<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	<p>83</p> <p>水道局</p>	<p>（スマートメータの設置について）</p> <p>スマートメータを指定制水業者と指定制水業者との間に適切に支払うべき</p>	<p>給水装置の新設・改修工事は、施工主の依頼により、指定給水装置工事業者が行うものである。指定給水装置工事業者からの工事受付や、必要な水道メータの支給等は、会社の各給水管理事務所が行っている。各給水管理事務所では、給水装置工事の場所が確認し、該当する場合は機械式メータではなく、スマートメータを指定給水装置工事業者に支給する。</p> <p>そこで、スマートメータ設置エリアにおいて給水装置の新設工事がある場合、世田谷給水管理事務所（以下「所」という。）において、抽出して確認したところ、令和4年9月までに受け付けた工事において、誤って従来の機械式メータが支給されていた事例が認められた。</p> <p>この原因について確認したところ、水道局南部支所が所の方針を通知するに当たって、設置時期に関する説明が十分だったことにより、所の担当者の一部の支所において、給水装置の新設工事の際のスマートメータの支給は、本来、令和4年4月からであることと誤解が生じていたことが認められた。</p> <p>局は、スマートメータ設置エリアにおいて、令和6年度までに全ての水道メータをスマートメータにする方針であるため、今回、機械式メータが支給され、設置された場所については、局の契約により、スマートメータを設置する工事を別途、実施することになる。所を適切に指導・監督されたい。</p> <p>会社は、スマートメータ設置エリア指定給水装置工事業者にスマートメータを適切に支給された。</p>
1	ア	イ	ウ	エ	オ										
2	ア	イ	ウ	エ	オ										
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	<p>83</p> <p>水道局</p>	<p>（スマートメータの設置について）</p> <p>スマートメータを指定制水業者と指定制水業者との間に適切に支払うべき</p>	<p><局> 支所から所に対し、令和5年2月13日、支所給水第一課長、委託担当事務所長及び担当者による意見交換会において、スマートメータ設置工事に係る通知文の内容と確認した場合は、所は給水管理事務所に係る関係部署及び東京水道株式会社（以下「会社」という。）との間に相互確認するよう周知した。（2-エ）</p> <p>また、支所から所に対し、令和5年3月20日に開催された同意見交換会において、年度ごとのスマートメータ設置対象エリアの確認、周知と受付整理の管理徹底を指示した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>局は、令和5年8月10日付で、局内に対し監査結果を通知し、指導事項の周知徹底及び監査実施を行った。</p> <p>【2-エ】</p> <p><会社> 会社では、全ての給水管理事務所に対して、日々作成・管理しているスマートメータ設置状況に関する受付整理簿について、①局担当者及び本社に定期報告（毎月）すること、及び②スマートメータの適切な支給に関する複数チェックを行う体制を整備することの2点について、令和5年3月9日に通知した。（2-エ）</p> <p>また、令和5年3月9日、本社から設置対象エリアを所管する給水管理事務所所長に対し、各担当が正確な情報収集を行うため、スマートメータ設置対象エリアを明示した地図を、各所に掲示するよう指示した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>さらに、令和5年9月22日、スマートメータ設置に関する局からの通知文の内容を正確に把握したうえで改めて各担当者へ周知徹底するよう、給水管理事務所長会において指示した。（2-エ）</p> <p>令和5年4月3日、本社から全ての給水管理事務所に對して、スマートメータの適正な取扱及び受付整理簿の管理徹底を指示した。（2-エ）</p>
1	ア	イ	ウ	エ	オ										
2	ア	イ	ウ	エ	オ										

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)		事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	1	2				
101	生活文化スポーツ局		6つの都立ミュージアムのホームページに関する情報提供について		文化振興部は、6つの都立ミュージアムが収集する資料・作品を横断的に検索できるホームページを作成し、Tokyo Museum Collection (通称「Tokulcol」) 1 という名称でウェブ上に公開している。このホームページには、6つの都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクからもアクセスが可能となっている。 6つの都立ミュージアムのホームページについて見たところ、監査日(令和5年1月30日)現在、 ① 東京都写真美術館・東京都現代美術館において、各館の収蔵品の検索ページ上にTokulcolへのリンクがあるが、東京都江戸東京博物館・東京都庭園美術館・東京都美術館・東京一宮下にはTokulcolのページがあるが収蔵品検索ページ上にはリンクがない。Tokulcolへのリンクの貼り方が随によって異なっていた。 ② Tokulcolについてのページを見たところTokulcolについてのページと名称が記されているのみで、どのような内容のサイトであるかの文言はなく、ロビーのデジタルがTokulcolのホームページにおけるデジタルと異なっていた。 部は、6つの都立ミュージアムのホームページにおけるTokulcolへのリンクの貼り方やパスワードを統一するなどとして、ホームページを見やすくするとともに、Tokulcolのホームページへアクセスしやすくなるよう検討していくことが望まれる。	文化振興部は、Tokulcolへのリンクが無くした館のホームページについて、監査日(令和5年1月30日)以降速やかにリンクを記載するとともに、各館ホームページのTokulcolのページがリンクが一部統一されていなかったため、令和5年8月に更新作業を完了した。【1-エ】 局は、令和5年3月31日付通知文により、監査指摘事項等を周知徹底するとともに、留意し、利用者の利便性に配慮することについて局内に注意喚起を行うこと。【2-エ】

【令和4年度公営企業各会計決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
	1	2				
102	港務局		破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきものを(臨海地域会開業事業)		地方公営企業法施行規則では、破産更生債権等であつて、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかでない「投資その他の資産」の項目に属するものと定められている。また、破産更生債権等であつて、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないものを除く未収金については、流動資産の項目に属するものと定められている。さらに、各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に属する引当金として定目的倒引当金を付した項目をもって表示しななければならないとされている。1年以内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等に係る未収金及び流動資産に計上されていることが認められた。また、これら破産更生債権等に係る倒引当金については、流動資産に計上され、破産更生債権等及びこれらに係ることは、適正でない。局は、破産更生債権等を適正な項目をもって表示された。	誤つて流動資産に計上されていた未収金及び倒引当金について、令和5年9月25日に勘定科目の修正を行った。【1-ウ】 総務部は、破産更生債権等及びその倒引当金である倒引当金について、固定資産の適切な勘定科目に計上する監査結果説明書において関係各部署に周知した。【2-エ】 また、財務課は、破産更生債権等に分類する債権及びその倒引当金である倒引当金について、今後、決算と見込みを共有する段階から、局の計理と情報共有するように取り組むことを令和5年7月13日実施の打合せにて確認した。【2-ウ】
103	港務局		破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきものを(港務事業会計)		地方公営企業法施行規則では、破産更生債権等であつて、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかでない「投資その他の資産」の項目に属するものと定められている。また、破産更生債権等であつて、1年以内に弁済を受けることができないことが明らかでないものを除く未収金については、流動資産の項目に属するものと定められている。さらに、各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に属する引当金として定目的倒引当金を付した項目をもって表示しななければならないとされている。1年以内に弁済を受ける見込みがない破産更生債権等に係る未収金及び流動資産に計上されていることが認められた。また、これら破産更生債権等に係る倒引当金については、流動資産に計上され、破産更生債権等及びこれらに係ることは、適正でない。局は、破産更生債権等を適正な項目をもって表示された。	誤つて流動資産に計上されていた未収金及び倒引当金について、令和5年9月25日に勘定科目の修正を行った。【1-ウ】 総務部は、破産更生債権等及びその倒引当金である倒引当金について、固定資産の適切な勘定科目に計上する監査結果説明書において関係各部署に周知した。【2-エ】 また、財務課は、破産更生債権等に分類する債権及びその倒引当金である倒引当金について、今後、決算と見込みを共有する段階から、局の計理と情報共有するように取り組むことを令和5年7月13日実施の打合せにて確認した。【2-ウ】

〔令和4年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
105	総務局	建築物が登録簿にないものがある	建物28,411㎡(大馬支庁中野住宅4号棟自転車置場ほか1件)が登録簿にないものがある。	登録簿にないものについて、令和5年9月1日に財産情報システムに登録した。【1-エ】大馬支庁総務課は、公有財産の登録に当たり、関係部局と十分な連絡調整を行うとともに、図面等との照合も含めた複数チェックを徹底することを事務引継ぎに記載した。【2-ウ】また、総務部企画課は、令和5年9月12日付通知文により、局内へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】さらに、令和5年5月に行っている局研修等を通じて、具体的な事例紹介を行い、周知徹底を図る。
106	都市整備局	債権が過大計上となっているものがある	債権9億9,000万円(土地地区画整理組合等貸付金)が過大に計上されている。	市街地整備部は、令和5年10月管理費提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 部は、令和5年8月31日、①各課へ「債権増減異動通知書」の作成依頼を行う際に配布し、調査対象債権とその担当部署を記載し、各課からの回答漏れがないようにすること。②各課から提出された「債権増減異動通知書」を部内関係者(財産調査担当・総務担当)で共有し、複数チェックを徹底することの2点について、担当内で共有した。【2-ウ】
107	環境局	出資による権利が登録簿にないものがある	出資による権利2万3,760円(公社)東京都環境公社出資人金(次世代タスクの普及促進事業基金)が登録簿にないものがある。	登録簿にないものについて、令和5年5月31日に財産情報システムに登録した。【1-ウ】 環境改善部は、令和5年9月5日付通知文により監査結果及びシステムの入力方法に関する注意点を部内に周知し、再発防止について注意喚起を行った。【2-エ】
108	福祉局	不納欠損額に収入未済額が過大計上されているものがある	(義)分担金及負担金(項)負担金16万1,600円について、不納欠損額が16万1,600円、過小に計上されているものがある。	過小に計上されていた不納欠損額16万1,600円について、令和5年6月29日に、財産会計システムにより登録処理を行った。【1-ウ】 子係・子育て支援部は、令和5年9月1日付けで不納欠損登録を行う際のシステムを作成し、複数チェックすること、登録ミスを防ぐこととした。【2-ウ】

104	交通局	一般債権に当分の額を修正し、貸倒引当金を算定するものがある	<p>局は、「引当金についての指針」に基づき、債権の区分ごとに回収不能引当額(貸倒引当額)を算定し、貸倒引当金を計上している。指針では、過年度の不納欠損率をもとに、貸倒引当率を算定することとし、貸倒引当率は、当該事業年度の不納欠損額と貸倒引当額の期首時点の一般債権と貸倒引当額の合計額で除した率としている。</p> <p>そして、一般債権の貸倒引当額の算定については、債権額に、過去3事業年度の貸倒引当率の平均と、貸倒引当率の平均の和を乗じた額とするとしている。</p> <p>局の一般債権に対する貸倒引当額の算定方法を見直し、令和4年度内に決定が行われ免除が確定した不納欠損額の算定に含められておらず、また、貸倒引当率の平均も算定に含められていない結果、貸倒引当額を0円としていた。</p> <p>指針に基づいて算定した一般債権に対する貸倒引当金が、貸借対照表の流動資産の区分に控除項目として計上されていないことは適正でない。局は、一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定された。</p>	<p>局は、令和5年8月24日に総務部財務課の担当内会議を開催し、指針に定める貸倒引当額の算定方法について再確認した。【2-エ】</p> <p>また、貸倒引当金を算定する際に使用している計算シートに「年度末未回収金残高のうち懸念債権は、各年度に発生した全ての実績を計上すること」と5年度の決算から使用することを防止し、不納欠損率等の算入課税を防止し、貸倒引当額を適正に算定する。【2-ウ】</p>						
1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ

<p>110</p> <p>福祉局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>福祉局</p> <p>収入未済額 が過大計上 となっている もの</p>	<p>(款) 諸収入 (項) 受託事業収入 (目) 福祉保健費受託事業収入において、 調定額及び収入未済額が各21万 4,570円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額21万 4,570円について、令和5年8月 10日に、財務会計システムにより更 正処理を行った。【1-1-1】 子供・子育て支援部は、本件に係る 今後の収入時に収入科目の誤りや振替 収支の手続の誤りを生じないよう、事 務担当者における引継ぎとして記録を 残すこととし、令和5年9月1日に引 継ぎ資料を作成した。【2-1-1】</p>
<p>109</p> <p>福祉局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>福祉局</p> <p>収入未済額 が過大計上 となっている もの</p>	<p>(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 福祉保健費国庫負担金において、 調定額及び収入未済額が各778 万404円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額777.8 万404円について、令和5年7月7 日及び同年8月10日に、財務会計シ ステムにより更正処理を行った。【 1-1-1】</p> <p>(障害者施策推進部) 手続遅延により、突発的な対応（懸 念事項）の発生していること、及び 発生していることの原因であるため、手 続遅延や作業漏れが発生しないよう、負 担金業務に係る事務処理手順を、周知 と併せて、令和5年8月16日に作成し、 令和5年8月16日に作成し、周知、 また、複数人で事務の進捗を管理で きるよう、手順フローに進捗を記入す る欄を設け、共有フォルダに配置する こととして、チェック機能を強化した。 【2-1-1】 令和5年7月31日開催の部課長会 において周知した。また、令和5年8月 4日には、会計事務の適正化について部 内メールによる注意喚起を行った。 【2-1-1】 収入未済に係る各課の管理台帳と財 務会計システムの架合状況について、 月1回の定期確認を実施することとし、 初回は令和5年8月23日に部内 への依頼を行った。【2-1-1】</p> <p>(子供・子育て支援部) 本件に係る今後の収入時に収入科目 の誤りや振替収支の手続の誤りを生じ ないよう、事務担当者における引継ぎ として記録を残すこととし、令和5年 9月1日に引継ぎ資料を作成した。【 2-1-1】</p>

<p>111</p> <p>福祉局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>福祉局</p> <p>収入未済額 が過大計上 となっている もの</p>	<p>(款) 諸収入 (項) 雑収入 (目) 契約 違約金において、調定額及び収入未済 額が各32万9,327円過小に計上 されている。</p>	<p>過小に計上されていた調定額32万 9,327円について、令和5年6月 13日に、財務会計システムにより再 調定処理を行った。【1-1-1】 規定等の内容を十分に理解せず、決 裁を誤りにして調定取消の操作を行っ たこと、及び令和5年8月28日開催の 令和5年度福祉局・保健医療局債権管理 のため、財務会計システムの手続（繰入調 定取消等）にあたっては、規定等を十 分に確認し、組織として、意思決定の 上を行うこととを周知した。【2-1-1】</p>
<p>112</p> <p>福祉局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>福祉局</p> <p>収入未済額 が過大計上 となっている もの</p>	<p>(款) 諸収入 (項) 雑収入 (目) 雑入 において、調定額及び収入未済額が各 5万円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額5万円 について、令和5年6月20日に、財 務会計システムにより更正処理を行っ た。【1-1-1】 規定等の内容を十分に理解せず、決 裁を誤りにして調定取消の操作を行っ たこと、及び令和5年8月28日開催の 令和5年度福祉局・保健医療局債権管理 のため、財務会計システムの手続（繰入調 定取消等）にあたっては、規定等を十 分に確認し、組織として、意思決定の 上を行うこととを周知した。障害者担当 内で収入事務・未収金管理に関する勉 励会を実施した。【2-1-1】 また、令和5年9月7日に未収金の 管理表を作成し、今後担当者と課長 代理で収入状況を常に共有することと した。【2-1-1】 令和5年7月31日開催の部課長会 において周知した。また、令和5年8月 4日には、会計事務の適正化について部 内メールによる注意喚起を行った。 【2-1-1】 収入未済に係る各課の管理台帳と財 務会計システムの架合状況について、 月1回の定期確認を実施することとし、 初回は令和5年8月23日に部内 への依頼を行った。【2-1-1】</p>

113	福祉局	建築物が過大 搭載となった もの	建築物3.8、3.7㎡(立川児童相談 所)が過大に搭載されている。	過大に搭載されていた建築物について、令和5年7月12日に、財産情報システムから削除した。【1-エ】 子供・子育て支援部は、施設建設・解体・改修時の財産情報システムへの登録・削除・変更について、今後は工事完了前に本庁部署から対象児童相談所にあらかじめ周知し、処理完了後に報告を受け、適切に処理されていることと確認するとして、令和5年8月1日に再発防止のためのマニュアルを作成して、担当内で周知した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
114	福祉局	建築物が搭載 漏れとなった もの	建築物3.620.06㎡(足立児童相談所)が搭載漏れとなっている。	搭載漏れとなっていた建築物について、令和5年6月26日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 子供・子育て支援部は、施設建設・解体・改修時の財産情報システムへの登録・削除・変更について、今後は工事完了前に本庁部署から対象児童相談所にあらかじめ周知し、処理完了後に報告を受け、適切に処理されていることと確認するとして、令和5年8月1日に再発防止のためのマニュアルを作成して、担当内で周知した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
115	福祉局	物品が搭載 漏れとなった もの	物品2点(手術用座料カート2点)が搭載漏れとなっている。	搭載漏れとなっていた物品2点について、令和5年6月3日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】 令和5年9月6日付通知文により、指定管理施設宛てに、注意喚起を行った。【2-エ】 また、同日付けで、物品登録の重複・漏れを防ぐため、現在物品・廃棄方法について記載する様式を作成し、施設で共有した。【2-ウ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
116	産業労働局	調定額及び収入未済額が過大計上 となったもの	一般会計(款)諸収入(項)雑収入(目)雑収入において、調定額及び収入未済額が各116万2,556円(目)に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額各116万2,556円(目)について、令和5年6月8日に、システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指撥事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。また、商工部は、令和5年9月7日付通知文により、周知文及び本指撥事項を踏まえた適正な経理事務・契約事務の遂行について部内に周知した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ

117	産業労働局	収入済額及び過大計上となったもの	一般会計(款)諸収入(項)雑収入(目)雑収入において、収入済額及び還付未済額が各90万円(目)に計上されている。	過大に計上されていた収入済額及び還付未済額各90万円について、令和5年8月22日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 総務部は、本指撥事項を踏まえ、既存の事務マニュアル及びチェックリストを改め、事務処理の流れを明記した。【2-ウ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
118	産業労働局	出資による権利が過大 搭載となった もの	出資による権利484万7,444円(公財)東京こと財団出資金(サテライトオフィス設置等補助事業)が過大に搭載されている。	出資による権利6,074万5,015円(公財)東京こと財団出資金(テレワーク活用・働く女性支援事業)ほか1件)が搭載漏れとなっている。
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
119	産業労働局	出資による権利が搭載 漏れとなった もの	出資による権利6,074万5,015円(公財)東京こと財団出資金(テレワーク活用・働く女性支援事業)ほか1件)が搭載漏れとなっている。	搭載漏れとなっていた出資による権利について、令和5年7月20日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 局は、令和5年9月6日付通知文により、当該指撥事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。雇用就業部は、令和5年9月8日付通知文により、出資金に関する財産登録をする際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図り、同日に、(公財)東京こと財団に知しても、同内容の周知を図った。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
120	建設局	調定額が過 小計上とな ったもの	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)土木使用料において、調定額が3万3,000円(目)に計上されている。	公園緑地部は、過小に計上されていた調定額3万3,000円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納登録について、本来行うべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
121	建設局	還付未済額が過大計上 となったもの	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)土木使用料において、還付未済額が28万2,260円(目)に計上されている。	公園緑地部は、過小に計上されていた還付未済額28万2,260円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】 部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納登録について、本来行うべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者へ周知した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ

<p>122</p> <p>建設局</p> <p>収入未済額が過小計上となっているもの</p>	<p>(款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 土木使用料において、収入未済額が31万2,560円過小に計上されている。</p>	<p>公園緑地部は、過小に計上されていた収入未済額31万2,560円について、令和5年9月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-エ】</p> <p>部は、誤りの原因となった財務会計システムにおける過誤納付状況について、本実行すべきであった正しい事務処理を令和5年9月1日付通知文で事務担当者に周知した。【2-エ】</p>
<p>123</p> <p>建設局</p> <p>土地が過大登録となっているもの</p>	<p>土地0.06㎡(神谷町書類倉庫敷地)が過大に登録されている。</p>	<p>第六建設事務所は、過大に登録されていた土地について、令和5年7月13日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>所は、土地・建物の面積及び筆状況について、公有財産台帳(財産情報システム)に正確に登録されているか、公有財産台帳(財産情報システム)を補正しているかどうか、担当者と課長とで確認した。【2-エ】</p> <p>所は、令和5年8月22日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、再発防止の取組について注意喚起した。【2-ウ、2-エ】</p>
<p>124</p> <p>建設局</p> <p>土地が登録漏れとなっているもの</p>	<p>土地21,64㎡(補助第73号線(十条仲原)事業用地(雑地)が登録漏れとなっている。</p>	<p>第六建設事務所は、登録漏れとなっていた土地について、令和5年8月8日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>所は、公有財産台帳(財産情報システム)に入力されている土地の面積及び筆状況について、契約書の内容及び違なく正確に入力されているか、年に1回課長と代理と担当者による複数チェックを実施することとした。【2-エ】</p> <p>所は、令和5年8月22日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、再発防止の取組について注意喚起した。【2-ウ、2-エ】</p>
<p>125</p> <p>建設局</p> <p>建築物が過大登録となっているもの</p>	<p>建物410.66㎡(ギリン舎3号ほか4件)が過大に登録されている。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、過大に登録されていた建物377.53㎡(ギリン舎3号ほか3件)について、令和5年7月6日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>所は、令和5年6月30日開催の担当打ち合わせにて、用途廃止事由が発生した際には、財産台帳の登録状況を確認し、登録の確認がなっていないか、登録担当職員以外の職員及び課長代理による複数チェックを行うことを周知し、再発防止を図ることとした。【2-ウ、2-エ】</p> <p>【1-ウ】 西部公園緑地事務所は、過大に登録されていた建物3.13㎡(桜ヶ丘公園倉庫)について、令和5年7月7日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>所は、令和5年8月1日開催の課長会にて、指摘事項について周知するとともに、財産登録システム上の台帳閉鎖についても担当者及び課長代理による複数チェックを行うよう注意喚起した。また、建築物等の行政財産を撤去する際には、工事課・管理課内で事前に情報共有を徹底することとし、令和5年8月15日付通知文により具体的な再発防止策として周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】</p>
<p>126</p> <p>建設局</p> <p>物品が過大登録となっているもの</p>	<p>物品3点(案内板ほか2点)が過大に登録されている。</p>	<p>公園緑地部は、過大に登録されていた物品3点について、令和5年7月12日及び同月24日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>部は、指定管理者から使用不適品報告書が提出された際は、物品管理システムを所管する工務担当へ速やかに情報共有するよう令和5年9月1日付通知文で事務担当者に周知した。【2-エ】</p>
<p>127</p> <p>港湾局</p> <p>調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの</p>	<p>(款) 分担金及負担金 (項) 負担金 (目) 港湾費負担金において、調定額及び収入未済額が各127万8,046円過大に計上されている。</p>	<p>臨海開発部は、過大に計上されていた調定額127万8,046円について、令和5年7月24日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>部は、令和5年8月17日付通知文にて入り、繰入勘目を確認すること及び会計処理に当たり複数チェックを徹底することを担当内に周知した。【2-エ】</p>

<p>128</p> <p>港務局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの</p>	<p>(款) 使用料及手数料(項) 使用料(目) 港務使用料において、収入済額が5万292円過大に、収入未済額が5万292円過小に計上されている。</p>	<p>経理担当において、出納整理期間中に過年度測定分の収入未済に係る納付案件があった場合、当該収入金額が正しい年度所属となっているか確認する。以上の取組を、令和5年9月12日に開催した東京港管理事務所・課長会で周知した。【2-エ】</p>
<p>129</p> <p>東京消防庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>建築物が登録漏れとなったもの</p>	<p>建築物81.50㎡(志村消防団と第10分団本部施設)が登録漏れとなっている。</p>	<p>登録漏れとなっていた建築物について、令和5年6月6日に、財産情報システムの登録した。【1-ウ】庁の財産登録を担当する総務部は、令和5年6月1日、施設課管理生じたこととを周知し、再発防止についての検討を行った。【2-エ】また、令和5年6月27日付通知文により、財産登録案件の把握や登録状況の管理を行うとともに、財産情報システムの出力帳票を活用した複数チェックを行うこととした。【2-ウ】さらに、これらの財産の登録漏れに係る再発防止策について、令和5年8月24日付通知文により、課内に周知した。【2-エ】</p>
<p>130</p> <p>東京消防庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>物品が過大登録となっているもの</p>	<p>物品1点(工業用テレビジョン表)が過大に登録されている。</p>	<p>過大登録となっていた物品1点について、令和5年6月30日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】新宿消防署は、令和5年6月30日付通知文により、過大登録の原因究明、登録根拠書類の整理などの再発防止策を担当係内に周知した。【2-ウ】総務部経理契約課は、担当者用の処理表を作成し、庁内の職員用がことにより、物品の登録漏れ及び過大登録の再発防止を図った。【2-ウ】</p>
<p>131</p> <p>東京消防庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>物品が登録漏れとなっているもの</p>	<p>物品2点(工業用テレビジョン表)が登録漏れとなっている。</p>	<p>登録漏れとなっていた物品2点について、令和5年6月15日及び同月30日に、物品管理システムに登録した。【1-ウ】昭島消防署及び新宿消防署は、令和5年6月15日付通知文及び同月30日付通知文により、それぞれ、過大登録の原因究明、登録根拠書類の整理などの再発防止策を担当係内に周知した。【2-ウ】</p>
<p>132</p> <p>教育庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>収入未済額及び過大計上となっているもの</p>	<p>(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入金において、測定額及び収入未済額が各5366円過大に計上されている。</p>	<p>総務部は、過大に計上されていた測定額及び収入未済額5366円について、令和5年8月24日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>総務部は、会計年度任用職員の支出処理を行う際、一連の事務作業の中で処理する組織名が異なるため、測定処理後に出力される測定登録確認書において、処理を行った組織名に誤りがないか複数の給与担当者による複数チェックを徹底する。確認ができるよう、支出命令書等の取り消しを行なった際に出力される取消確認書を保存することとした。</p> <p>令和4年度以前にも対応不備があったことを勘案し、今後は庁の総務部門においても財務会計システム上から出力される帳票を用いて、歳入の確認を行うことと再発防止を徹底する。</p> <p>以上のこととを、令和5年7月19日及び同月20日に、総務部担当者内で打合せを行い、周知徹底した。【2-ウ】</p>
<p>133</p> <p>教育庁</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの</p>	<p>(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入金において、測定額及び収入未済額が、それぞれ213万3,000円過大に計上されている。</p>	<p>都立学校教育部は、他局との合築建物に係る契約解除の会計事務等について、事務処理を行った経験がなかったことが原因であったため、前例がない案件が発生した場合には、その都度会計管理所に手紙を確認し、令和5年8月22日通知により担当で改めて周知し、注意喚起を行った。【2-エ】</p>

134	教育庁	支出済額が 支出大計上と なっている もの	(款) 教育費 (項) 施設整備費 (目) 都立学校整備費 (節) 委託料に おいて、支出済額が、213万 3,000円通大に計上されている。	都立学校教育部は、他局との合築建 物に係る契約解除の会計事務等につい て事務処理を行った経緯がなかったこ とが原因の原因であったため、前例が ない案件が発生した場合には、その都 度会計管理局に手続を確認し、誤りが ないよう留意すること等を、令和5年 8月22日通知により担当で改め て周知し、注意喚起を行った。 【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
135	教育庁	物品が通大 登録となっ ているもの	物品5点 (数値制御工作機ほか4 点) が通大に登録されている。	各学校は、削除漏れとなっていた物 品5点について、令和5年8月28日 までに物品管理システムに削除登録を 行った。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス テムの登録が滞れている学校に対し て、登録の指示を速やかに行うこと を令和5年8月3日に行った打合せに より周知徹底した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ
136	教育庁	物品が登録 漏れとなっ ているもの	物品8点 (プリント基板加工機ほか 7点) が登録漏れとなっている。	各学校は、登録漏れとなっていた物 品8点について、令和5年8月30日 までに物品管理システムへ登録を行っ た。【1-ウ】 総務部契約管財課は、物品管理シス テムの登録が滞れている学校に対し て、登録の指示を速やかに行うこと を令和5年8月3日に行った打合せに より周知徹底した。【2-エ】
	1	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 一三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001